共同住宅等における各戸検針・徴収事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市水道事業給水条例施行規程(昭和33 年西宮市水道事業管理規程第6号)第15条の2第1項第2号又は第3項により、共同住宅等の各戸及び共用使用水栓に上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が設置したメーター又は所有者等が設置した参考メーター及び上下水道局が定める共同住宅等における集中検針装置の設置に関する標準仕様書による集中検針装置(以下「参考メーター等」という。)の点検及び料金の徴収(以下「各戸検針徴収」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(申込手続)

第2条 各戸検針徴収の取扱いの申込みをしようとする者(所有者又は所有者が複数のときは代表者とする。以下「申込者」という。)は、各戸検針徴収申込書に使用者名簿その他管理者が必要とする書類等を添付して、管理者に申し込まなければならない。

(代理人の選定及び届出)

第3条 申込者が前条の申込みに係る共同住宅等に居住していない場合又は管理者が必要 と認めた場合は、申込者は、この要綱に定める事項を処理するため、代理人を選定し、管理 者に届け出なければならない。

(調査等)

第4条 管理者は、第2条の申込みがあつたときは、各戸検針徴収に係る必要な事項を調査 し、確認を行うものとする。この場合において、管理者は、申込者に対して必要な指示をす ることができる。

(契約の締結)

第5条 管理者は、前条の調査等により、各戸検針徴収の適用要件が満たされていると認めたときは、別に定める契約書により申込者と各戸検針徴収に関する契約を締結するものとする。

(水道料金等の算定及び徴収)

第6条 参考メーター等の点検及び水道料金等の算定は、西宮市水道事業給水条例(昭和33年12月23日西宮市条例第33号。以下「条例」という。)第26条を準用する。

2 給水条例施行規程第 15 条の 2 第 3 項において、差水量に係る基本料金のメーター口径は、給水管口径と同じとみなし、従量料金の用途を一般用として算定する。ただし、申込者に善良に管理されたメーター又は参考メーター等によって計量した合計水量以外に水道使用等の事実がなく、管理者が必要ないと認めるときは、この限りでない。

(水道料金等の納付方法)

第7条 水道料金等の納付方法は、原則として口座振替によるものとする。

(給水の停止)

第8条 管理者は、水道の使用者等(以下「使用者等」という。)が水道料金等を定められた

日までに正当な理由もなく支払わないときは、使用者等に給水停止の予告を行うものとする。

2 前項の予告にもかかわらず支払いがないときは、管理者は、その理由の継続する間、当該使用者等への給水を停止することができる。

(届出の義務)

第9条 申込者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 申込者又は代理人に変更があつたとき。
- (2) 条例第18条第2項に規定する設備の増設、改造又は撤去の工事をしようとするとき。
- (3) 消火栓を消火以外に使用するとき。
- (4) 消防用として水を使用したとき。

(メーター又は参考メーターの取替え)

第10条 メーター又は参考メーターが故障したとき及び計量法(平成4年法律第51号)による検定有効期間が満了する場合におけるメーター又は参考メーターの取替えは、原則として管理者が行うものとする。この場合、申込者及び使用者等は、管理者の指示に従い、当該取替えに協力をしなければならない。

- 2 前項に規定する故障したときの取替えの場合において、その原因が申込者又は使用者等の責に帰すべきでないと管理者が認める場合を除き、取替えに係る費用は申込者又は使用者等の負担とする。
- 3 前2項の場合において、管理者の指示に従わないときは、第5条の契約を破棄することができる。
- 4 申込者が、参考メーター等の取替工事を行つたときは、速やかに参考メーター取替報告書を管理者に提出しなければならない。

(水質保全及び維持管理)

第 11 条 条例第 18 条第 2 項に規定する設備の水質保全及び漏水防止その他の維持管理は、 申込者が全責任を負うものとする。

(各戸検針徴収業務への協力)

第12条 申込者及び代理人は、次に揚げる事項を厳守しなければならない。

- (1) オートロック等の機能を有する共同住宅等について、各戸検針徴収及びメーター又は参考メーターの取替え等の業務により建物内に立ち入る必要が生じた場合におけるオートロック等の解除についての協力。
- (2) 使用者等が水道の使用を開始、又は休止する場合、管理者への届出を確実に行うよう周知徹底を図る。

(契約の解除)

第 13 条 申込者は、契約を解除しようとする場合は、各戸検針徴収事務解約届を管理者に 提出しなければならない。 2 前項の場合において、申込者は、設置されているメーターのうち管理者が設置したメーターについては、管理者に返納しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この訓令は、平成3年4月1日から実施する。

付 則

この訓令は、平成4年4月1日から実施する。

付 則

この訓令は、平成4年5月1日から実施する。

付 則

この訓令は、平成12年5月1日から実施する。

付 則

この訓令は、平成20年5月1日から実施する。

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この訓令は、平成28年8月1日から実施する。

改正後の第6条2項の規定は、平成28年10月1日以後に算定する料金について適用し、 同日前に算定する料金については、なお従前の例による。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この訓令は、令和4年11月1日から実施する。